

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十三年八月十八日

広島県監査委員

犬童

英

徳

同

門

田

峻

徳

同

高

橋

義

則

同

佐

藤

均

## 監査の結果（平成 23 年 7 月 29 日決定分）

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

#### 2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 21 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

#### 3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

#### 4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 12 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	消防学校	平成 23 年 5 月 12 日	平成 23 年 4 月 21 日	実地監査
2	総合技術研究所保健環境センター	平成 23 年 5 月 23 日	平成 23 年 5 月 13 日	
3	福山高等技術専門校	平成 23 年 6 月 14 日	平成 23 年 6 月 6 日	
4	三次高等学校	平成 23 年 7 月 29 日	平成 23 年 6 月 16 日	書面監査
5	廿日市西高等学校	平成 23 年 7 月 29 日	平成 23 年 6 月 10 日	
6	高陽東高等学校	平成 23 年 7 月 29 日	平成 23 年 6 月 14 日	
7	呉昭和高等学校	平成 23 年 6 月 16 日	平成 23 年 6 月 7 日	実地監査
8	福山商業高等学校	平成 23 年 6 月 10 日	平成 23 年 6 月 2 日	
9	総合技術高等学校	平成 23 年 7 月 29 日	平成 23 年 6 月 16 日	書面監査
10	山県警察署	平成 23 年 6 月 13 日	平成 23 年 6 月 13 日	実地監査
11	因島警察署	平成 23 年 6 月 9 日	平成 23 年 6 月 9 日	
12	福山西警察署	平成 23 年 7 月 29 日	平成 23 年 6 月 15 日	書面監査

### 第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

## 1 消防学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練  
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- ・所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 2 号
- ・職員数 14 人（平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・教育訓練実績（平成 22 年度）

教育種別	定員	受講者数	
消防職員	初任教育	—	158 人
	専科教育	240 人	195 人
	幹部教育	30 人	17 人
	特別教育	92 人	64 人
	(小計)	—	434 人
消防団員	幹部教育	130 人	97 人
	特別教育	400 人	465 人
	(小計)	—	562 人
合計	—	996 人	

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

##### タクシー券の使用について

消防学校におけるタクシー券は、全て講師の消防学校への交通手段として、使用されている。タクシー券によりタクシーを使用した者は、タクシーの使用基準に基づき、必ず乗車年月日、氏名、使用区間、料金を記入し、乗務員に手交することとなっているが、タクシー券に氏名又は使用区間が記入されていないものがあつた。タクシー券の使用者に、タクシー券に必要事項を必ず記入させ、タクシー券の適正な管理・使用に努められたい。

- ・氏名が記入されていなかったもの（平成 22 年度） 1 件
- ・使用区間が記入されていなかったもの（平成 22 年度） 80 件

根 拠	タクシーの使用基準（H21. 4. 1 施行）3（1）⑦
-----	------------------------------

#### 【意 見】

##### 給食業務の委託について

消防学校では、国の示す施設基準に基づいて食堂を設置し、給食業務を業者に委託しているが、この委託契約において、給食代金の請求先は消防学校が指示するとし記載がなく、加えて当該請求先が支払うべき根拠も明確でない。

また、委託業者が管理している自動販売機の設置者について記載がなく、この設置によって得られる収益の帰属についての考え方も明らかにされていない。  
こうした点を踏まえ、給食業務の委託契約のあり方について検討する必要がある。

## 2 総合技術研究所保健環境センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 公衆衛生の確保及び生活環境の保全、保有技術から産業技術振興のための応用技術の開発
- ・所在地 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
- ・組織体制 3 部（総務企画部、保健研究部、環境研究部）

・職員数 38人（平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

## （2）監査の結果

### 【指摘事項】

#### ア 現金の記録管理について

現金の受払いについて、現金出納簿に記載していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成21年度）

内容	平成22年3月31日 9,400円払出し（資金前渡の精算残額の戻入）
根拠	広島県会計規則第82条第1項

#### イ 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について

徴収すべき電気料金及び当該収入の所属年度を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成21年度及び22年度）

対象	花粉観測システムの設置に伴う電気料金
内容	・電気料金の算出において、使用時間の算出及び料金の端数処理を誤っていた。 平成21年4月～22年3月分 過徴収額29円 平成22年4月～23年3月分 徴収不足額36円 ・収入の所属年度について、平成22年度の収入とすべきところを21年度の収入に、23年度の収入とすべきところを22年度の収入にしていた。
根拠	国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項 地方自治法施行令第142条第1項第2号

#### ウ 施設管理業務委託における再委託の承認手続について

施設管理業務の委託に当たっては、契約の相手方が業務の一部を再委託しようとするときは、その旨をあらかじめ書面により申請し、契約担当職員の承認を受けることとなっているが、契約書にこの旨を定めず、契約担当職員による再委託の承認手続を行っていないがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	庁舎設備保守管理業務委託契約（平成21年度） （うち消防用設備等保守点検業務の再委託）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第7条第1項

#### エ 委託契約における設計金額の積算について

委託契約の設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から見積書を徴取することとなっているが、次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	不用品の収集、運搬及び処分業務委託契約（平成21年度）
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第2版）3（3）（平成22年4月1日）

#### オ 委託契約における検査の実施について

委託契約の検査の実施について、次のとおり誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

（ア）契約の履行を確認する検査職員を定めていなかった。

契約名	試験検査器具洗浄業務委託契約（平成22年度及び23～24年度）
根拠	支出マニュアル 第7 3（2）（平成20年10月）

（イ）あらかじめ定めた検査職員と別の職員が「検査・履行確認済」欄に押印していた。

・第一種圧力容器（オートクレーブ）保守点検業務委託契約（平成22年度）

【意見】

庁舎設備の修繕に係る支出科目について

庁舎設備の保守点検業務として発注し、当該経費を「委託料」から支出しているものがあるが、実際の業務内容は庁舎設備の小修繕業務であり、この場合の支出科目は「需用費（修繕料）」が適当と考えられる。あらかじめ定められた支出科目の区分に従った予算執行に努める必要がある。

業務名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備保守等業務（平成 21 年度）</li> <li>・車庫シャッター保守等業務（平成 21 年度）</li> <li>・自動ドア保守点検業務（平成 22 年度）</li> <li>・動物飼育棟空調設備緊急保守業務（平成 22 年度）</li> </ul>
根拠	広島県予算規則第 3 条第 2 項及び第 3 項

3 福山高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施  
公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助  
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 福山市山手町六丁目 30 番 1 号
- ・組織体制 3 課（庶務課，訓練第一課，訓練第二課）
- ・職員数 23 人（3 人）〔平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。（ ）内は非常勤職員の数〕
- ・職業訓練実施状況（平成 22 年度）

ア 施設内訓練

訓練種類	訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数	
普通課程	溶接加工科	1 年	20	24	16	10	10	
	機械システム科	1 年	20	23	15	13	10	
	電気設備科	1 年	20	31	19	18	18	
	自動車整備科（1 年）	2 年	20	51	20	(17)	—	
	自動車整備科（2 年）	2 年	20	(36)	(20)	16	10	
	住宅リフォーム科	1 年	20	11	16	7	3	
	情報システム科	1 年	20	33	20	15	10	
	小 計		140	173	106	79	61	
短期課程	溶接加工科	1 年	若干名	3	1	0	0	
	住宅リフォーム科	1 年	若干名	2	0	0	0	
	住宅設備メンテナンス科	前期	6 か月	20	29	19	16	7
		後期	6 か月	20	23	19	17	4
	OA ビジネス科	前期	6 か月	20	40	20	12	2
		後期	6 か月	20	31	20	19	9
	医療介護事務科	前期	6 か月	20	44	20	20	14
		後期	6 か月	20	37	20	19	13
	介護サービス科	前期	6 か月	20	48	20	20	16
		後期	6 か月	20	48	20	19	16
小 計		160	305	159	142	81		
合 計		300	478	265	221	142		

(注) 就業者数は、修了2か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

イ 委託訓練

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
ビジネス実践科	3か月	21	42	21	21	10
パソコンマスター科	3か月	20	79	19	18	15
I T活用ビジネス科	3か月	21	42	21	21	8
オフィスマスター科	3か月	21	54	21	18	12
ビジネスコンピュータ科①	3か月	20	56	20	19	15
C A Dパソコン実務科	3か月	20	31	20	17	11
O A簿記実務科	3か月	21	26	21	19	8
実践経理課	3か月	21	32	21	20	10
オフィスマスター科①	3か月	21	51	20	20	16
メディカル科	3か月	21	57	21	20	14
経理・総務事務科	3か月	21	25	20	19	11
介護福祉科	3か月	21	29	21	21	13
I T簿記実務科	3か月	20	18	15	15	11
ビジネスコンピュータ科②	3か月	21	57	21	21	8
オフィスマスター科②	3か月	20	27	20	20	16
メディカル科②	3か月	20	45	20	20	3
ヘルパー2級養成科	3か月	20	33	20	20	10
O Aビジネス科	3か月	21	23	19	16	6
総務経理事務科	3か月	21	45	20	17	5
実践総務経理事務科	4か月	20	15	14	13	10
ヘルパー1級養成科	6か月	20	83	20	20	19
I T実践科	6か月	20	45	20	13	6
介護職員基礎研修科	6か月	20	65	20	20	14
ビジネス能力開発コース	6か月	2	2	2	2	0
介護福祉士養成科	2年	45	78	45	進級(41)	15
25科	合計	519	1,060	502	430	266

(注) 就業者数は、修了2か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

ウ 在職者訓練

講座名等	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械加工科(汎用旋盤Ⅰ)	18	10	10	10	10
機械加工科(フライス盤技術)	18	10	10	10	10
溶接科(溶接技能講習)	12	10	2	2	2
電気工事科(第一種電気工事士学科講習)	12	20	35	32	27
介護サービス科(介護福祉士受験対策講習)	24	20	21	15	11
機械加工科(汎用旋盤Ⅱ)	18	10	10	10	10
溶接科(溶接技術検定実技講習)	12	10	10	10	10
機械製図科(AutoCAD初級講習)	30	10	10	8	8
O Aシステム科	12	10	9	9	9
9講座	合計	110	117	106	97

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

#### 4 三次高等学校

##### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 三次市南畑敷町 155 番地
- ・ 教職員数 全日制：59 人（10 人）  
定時制：11 人（7 人）  
〔平成 23 年 5 月 1 日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・ 生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	240	280	280	800	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	241	275	273	789	29	10	24	9	72
充足率 (%)	100.4	98.2	97.5	98.6	72.5	25.0	60.0	22.5	45.0
進 学 就 職	大学・短大	168 人 (68.6%)			1 人 (5.3%)				
	専修・各種	57 人 (23.3%)			5 人 (26.3%)				
	就 職	11 人 (4.5%)			11 人 (57.9%)				
	その他	9 人 (3.7%)			2 人 (10.5%)				
退学者 (人)	3 (0) 人				18 (8) 人				
休学者 (人)	1 人				8 人				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は，平成 23 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成 22 年度（平成 23 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

##### (2) 監査の結果

###### 【指摘事項】

###### 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考	平成 22 年度決算時
修学奨励金貸付金に係る返還金	4 人 486,000 円	4 人	486,000 円

###### 【意 見】

###### 旅費に係る事務処理について

平成 22 年 4 月の旅費が平成 23 年 4 月に支給されるなど，旅費の支給が大幅に遅延しているものがあつた。迅速な事務処理を行う必要がある。

## 5 廿日市西高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市阿品台西6-1
- ・教職員数 全日制：58人（12人）  
[平成23年5月1日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。]
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	280	320	280	880
生徒数 (人)	280	319	266	865
充足率 (%)	100.0	99.7	95.0	98.3
進 学 就 職	大学・短大	179 人 (67.8%)		
	専修・各種	66 人 (25.0%)		
	就 職	11 人 ( 4.2%)		
	その他	8 人 ( 3.0%)		
退学者 (人)	4 (1)			
休学者 (人)	2			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は，平成23年5月1日現在である。

- ・「退学者」，「休学者」の状況は，平成22年度（平成23年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 平成21年度決算時
高等学校使用料(全日制授業料)	3人 37,200 円	5人 260,200 円

#### イ 物品の管理について

備品の管理において，標識（備品ラベル）が付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

備 品	紙折機（備品番号 1004904）
根 拠	広島県物品管理規則第44条

#### ウ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について，次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内 容	根 拠
管理簿は備え付けられていたが，使用した毒物劇物の数量が管理簿に記録されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）2</li> <li>・毒物劇物危害防止規定（広島県立廿日市西高等学校）5（1）</li> </ul>



## エ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において、起案で定められた点検者以外の者が収支状況の点検を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

会計名	根拠
生徒会会計（平成23年度4・5月分） 進路会計（平成23年度4・5月分） 育てる会特別会計（平成23年度4・5月分）	学校諸費会計等取扱要領第4条第2項及び第5条第2項

## 6 高陽東高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区落合南八丁目12-1
- ・教職員数 全日制：57人（17人）  
〔平成23年5月1日現在で本務者数、（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	240	240	240	720
生徒数	(人)	242	234	228	704
充足率	(%)	100.8	97.5	95.0	97.8
進 学 就 職	大学・短大	141 人 (61.3%)			
	専修・各種	58 人 (25.2%)			
	就 職	18 人 ( 7.8%)			
	その他	13 人 ( 5.7%)			
退学者	(人)	5 (1)			
休学者	(人)	4			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は，平成23年5月1日現在である。

- ・「退学者，休学者」の状況は，平成22年度（平成23年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 平成21年度決算時
高等学校使用料（全日制授業料）	3人 69,300円	12人 425,700円

## イ 郵便切手類の管理について

郵便切手について、実際の残高と帳簿残高が一致していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

内 容	80 円切手：実際の残高 134 枚 出納簿の残高 131 枚 (監査日現在)
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

## 7 呉昭和高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市焼山町山の神
- ・教職員数 全日制：23 人(9 人)  
〔平成 23 年 5 月 1 日現在で本務者数、( ) 内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		80	79	76	235
充足率 (%)		100.0	98.8	95.0	97.9
進 学 就 職	大学・短大	43 人 (58.1%)			
	専修・各種	24 人 (32.4%)			
	就 職	4 人 ( 5.4%)			
	その他	3 人 ( 4.1%)			
退学者 (人)		0 (0) 人			
休学者 (人)		0 人			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は，平成 23 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成 22 年度（平成 23 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の ( ) 内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

##### 委託契約の事務処理について

次の委託契約において，契約書で定められた仕様書で受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・広島県立呉昭和高等学校電気工作物保安管理業務委託契約（平成 22～23 年度）

## 8 福山商業高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市水呑町 3535 番地
- ・教職員数 全日制：54 人(7 人)  
〔平成 23 年 5 月 1 日現在で本務者数，( ) 内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	情報ビジネス科				流通経済科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	80	80	80	240	160	160	160	480	240	240	240	720
生徒数 (人)	83	61	73	217	162	126	107	395	245	187	180	612
充足率 (%)	103.8	76.3	91.3	90.4	101.3	78.8	66.9	82.3	102.1	77.9	75.0	85.0
進 学 就 職	大学・短大	18 人 (27.7%)			10 人 (9.3%)			28 人 (16.3%)				
	専修・各種	19 人 (29.2%)			22 人 (20.6%)			41 人 (23.8%)				
	就 職	28 人 (43.1%)			62 人 (57.9%)			90 人 (52.3%)				
	その他	0 人 (0.0%)			13 人 (12.2%)			13 人 (7.6%)				
退学者 (人)	13 (0)				36 (0)				49 (0)			
休学者 (人)	0				0				0			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成 23 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は、平成 22 年度 (平成 23 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の ( ) 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [職員調査日現在確認分]	参考 平成 21 年度決算時
高等学校使用料 (授業料)	1 人 90,000 円	5 人 143,550 円

イ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理においては、毒劇物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、作成されている管理簿は、使用の都度、数量を記録し管理するものとなっていなかった。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号 厚生省薬務局長通知)
-----	---

9 総合技術高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 三原市本郷南五丁目 25 番 1 号
- ・ 教職員数 全日制 71 人 (21 人)

[平成 23 年 5 月 1 日現在で本務者数, ( ) 内は臨時的任用職員, 非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		電子機械科				情報技術科				環境設備科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		41	39	37	117	40	34	40	114	41	36	37	114
充足率 (%)		102.5	97.5	92.5	97.5	100.0	85.0	100.0	95.0	102.5	90.0	92.5	95.0
進 学 就 職	大学・短大	5人 (12.2%)				12人 (30.8%)				6人 (16.2%)			
	専修・各種	7人 (17.1%)				16人 (41.0%)				7人 (18.9%)			
	就 職	29人 (70.7%)				10人 (25.6%)				24人 (64.9%)			
	その他	0人 (0.0%)				1人 (2.6%)				0人 (0.0%)			
退学者 (人)		1 (0) (人)				0 (0) (人)				2 (0) (人)			
休学者 (人)		1 (人)				0 (人)				1 (人)			

課 程		全 日 制											
		現代ビジネス科				人間福祉科				食デザイン科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	40	38	118	40	40	39	119	40	40	38	118
充足率 (%)		100.0	100.0	95.0	98.3	100.0	100.0	97.5	99.2	100.0	100.0	95.0	98.3
進 学 就 職	大学・短大	7人 (17.9%)				21人 (53.8%)				12人 (30.0%)			
	専修・各種	11人 (28.2%)				11人 (28.2%)				14人 (35.0%)			
	就 職	19人 (48.7%)				7人 (17.9%)				13人 (32.5%)			
	その他	2人 (5.1%)				0人 (0.0%)				1人 (2.5%)			
退学者 (人)		0 (0) (人)				0 (0) (人)				1 (0) (人)			
休学者 (人)		0 (人)				0 (人)				0 (人)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成23年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成22年度(平成23年3月末現在)である。
- ・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における設計金額の積算について

次の施設管理業務における設計金額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	一般廃棄物処理業務委託(平成22～23年度)
根 拠	施設管理業務委託の事務処理について4(3) (平成18年12月15日制定)

## イ 物品の管理について

備品の管理において、標識（備品ラベル）が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

備品	CNC旋盤（備品番号 0903948）
根拠	広島県物品管理規則第 44 条

### 【意見】

#### 重要物品の管理について

本郷工業高等学校から引き継いだ重要物品について、教育課程の都合や故障などにより、使用されない重要物品があった。今後の活用方策を検討するとともに、今後も使用が見込まれない重要物品については、処分（売払い、譲与、廃棄等）をする必要がある。

使用されていない重要物品	シェルモールド装置，ロボット，自動制御装置，研削盤，加熱炉，回路実験装置，顕微鏡
--------------	--

## 10 山県警察署

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 山県郡安芸太田町大字加計 3760 番地 1 号
- ・所管区域 山県郡
- ・管内面積 988.11km<sup>2</sup>
- ・管内人口 27,783 人（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ・組織体制 6 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域課，交通課，警備課）
- ・職員数 53 人（平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

##### ア 委託契約の事務処理について

次の委託契約において、契約書に定める作業計画書の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・山県警察署庁舎清掃業務委託契約（平成 23～24 年度）

##### イ 委託契約における設計金額の積算について

委託契約の設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から見積書を徴取することとなっているが、次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を 1 者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	山県警察署警察官駐在所浄化槽保守点検業務契約（平成 22～23 年度）
根拠	施設管理業務委託の事務処理について 4（3）（平成 18 年 12 月 15 日制定）

## 11 因島警察署

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 尾道市因島土生町 1900 番 3 号

- ・所管区域 尾道市のうち旧因島市及び豊田郡旧瀬戸田町
- ・管内面積 72.52km<sup>2</sup>
- ・管内人口 34,393人（平成23年4月30日現在）
- ・組織体制 6課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域課，交通課，警備課）
- ・職員数 47人（平成23年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり不適切な業務管理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内 容
庁舎清掃業務委託（平成21～22年度）	契約書に基づき、毎月、当該月の委託業務が完了後、作業報告書の提出を受けることとなっているが、一部業務について、作業報告の記載がないまま、実施確認を行っているものがあつた。
消防用設備等保守点検業務委託	契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている「業務計画書」の提出を受けていなかった。

12 福山西警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 福山市神村町3106-1
- ・所管区域 福山市のうち芦田川以西，尾道市浦崎町
- ・管内面積 184.11km<sup>2</sup>
- ・管内人口 112,204人（平成23年5月末日現在）
- ・組織体制 7課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数 120人（平成23年6月1日現在）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。